

出願予定者の方へ

履修科目読替制度と教育訓練給付金制度利用について（ご連絡）

華頂社会福祉専門学校 社会福祉科

本校入学にあたって所定の条件を満たした場合、履修科目の読替が認められるところですが、併せて本校社会福祉科が指定講座として対象となっている教育訓練給付金制度の利用に関して万全を期するため、厚生労働省、及び当該制度を所管する中央職業能力開発協会に確認を行ったところ、以下のような取り扱いを行うこととなりましたのでご確認の程、よろしくお願い申し上げます。

1. 履修科目読替と教育訓練給付金制度との関係について

：教育訓練給付金制度利用に際しては、該当指定教育課程で必要とされる全ての科目、及び規定時間の履修が前提とされており、そこにかかる費用に対して支給を行う旨の制度となっているため、履修科目の読替による免除を行った場合、同一の教育課程として認定することは困難であるとの見解でした。したがって、本校入学に際して履修科目読替制度の利用を行った場合、教育訓練給付金制度の利用は不可となるとのことです。

※なお、実務経験に基づく実習免除については本来の教育課程として予定されているものであり、認められるとのことです。

2. 入学手続き時の対応について

：上記の通り、本校入学に際して履修科目読替制度の利用を行った場合、教育訓練給付金制度の利用は認められないこととなります。従って入学に際しては、各制度の利用について十分に検討いただきますようお願い申し上げます。なお万一、出願時に履修科目読替制度の利用を申請後、入学手続きに際して履修科目読替制度の利用を辞退される場合、入学金等を納入される前に本校社会福祉科までご相談いただきますようお願い申し上げます。

* 教育訓練給付金制度について

・制度利用対象者は、受講開始日に雇用保険の一般被保険者であって、支給要件期間が3年以上であった者となります。端的には雇用保険に加入後、三年以上経過していることとなります（一般被雇用者として三年以上勤続しており、その間、別の教育訓練給付指定講座の受講を行っていない者）。

※なお、当分の間、教育訓練給付金の支給を受けたことがない者に限り、教育訓練を開始した日までの間に被保険者として雇用された期間が1年以上あれば、教育訓練給付金の支給を受けることが出来ることとする。

※一般被保険者は、65歳の誕生日の前日に一般被保険者でなくなり、高年齢継続被保険者として資格が切り替りますので、受講開始日が66歳の誕生日の前日以降にある場合は支給対象になりません。

※受講開始日とは、入学が認められた日、教材等の発送日であって、校長が証明する日

です。

※支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（一般被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。なお、その被保険者資格を取得する前に、他の事業所等に雇用されるなどで被保険者であったことがあり、被保険者資格の空白期間が1年以内の場合は、その被保険者であった期間も通算します。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者であった期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上にならないと、新たな資格が得られないことになります。また、このことから、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことは出来ません。

※適用対象期間の確認については、ハローワークでの手続きとなりますので、該当の可能性のある場合、所轄のハローワークに照会の上、申請手続きを行って下さい。

※支給の手続きに関しては、住民票のある市町村を所轄するハローワークとなります。現在の居住地（郵便物の送付先）と異なる場合、照会手続きの時点で自己申告してください。

・教育訓練給付金は、学科課程修了後、各自がハローワークにて手続きすることによって個別に給付されるものです。本校入学時に学費が軽減されるものではありません。

※複数の教育訓練講座を受講した場合、支給申請は一つの講座のみ可能です。本校社会福祉科在籍と同時に複数の講座を受講し、本校以外の対象講座において本制度を利用する場合、本学科における支給は認められません。

・入試要項にもあるとおり、支給対象額は、受講のために受講者本人が本校に対して支払った教育訓練経費の20%に相当する額（ただし、その20%に相当する額が、10万円を超える場合の支給額は10万円、8千円を超えない場合は、教育訓練給付金は支給されません）、かつ教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、入学金および1年目の授業料となります（本校社会福祉科の場合、入学金及び一年目の授業料の合計230000円）。したがって本校の場合、46000円分が給付金額となる予定です。

したがって、履修科目読替による学費軽減分が教育訓練給付金制度支給予定金額より下回る場合、履修科目読替制度の利用を取りやめて教育訓練給付金制度を利用した方が良いと考えられる場合も出てきます。

なお、個別学生が教育訓練給付金制度の対象となるかどうかは本校では判断できませんし、一切の保障、責任は負いかねます。各自で責任を持ってハローワークにて照会、確認いただきますようお願い申し上げます（照会結果については、入学後、二年目以降に学校にも報告いただくこととなります）。また、科目履修免除制度との制度選択については、学校側はあくまで各制度に関する情報提供を行うに留まります。各自の生活状況、入学時の費用負担、在学中の学習量と負担の予測等を総合的に勘案いただいた上で、制度利用については、各自の責任において慎重に行ってくださいようくれぐれもお願い申し上げます。

以上